

2023. 6. 10

No.069

東京都労働委員会より

## 不当労働行為認定される

八王子駅にて、新入社員に組合紹介のパンフレットを渡したことに対する「**嚴重注意処分**」と「**社員の皆さんへ**」の掲示は

**正当な組合活動を不当に制限した。**

と認定し、命令書を交付した。

主文<全部救済>

(1)会社は、本件嚴重注意をなかつたものとして取り扱わなければならない。

➡ **組合員2名への処分取り消し**

(2)文章交付及び掲示(本件嚴重注意及び本件掲示が不当労働行為と認定されたこと、今後繰り返さないよう留意すること。)

➡ **組合員2名への嚴重注意処分と、この件に関する「社員の皆さんへ」の掲示は不当労働行為に認定されたことと、今後このような行為を繰り返さないように留意する旨の掲示を八王子支社管内の各事業所に掲示する。**

(3)前各号の履行報告

➡ **履行したら東京都労働委員会に速やかに報告すること。**

完

全

勝

利

!

「JR東日本八王子駅 パンフレット配布処分事件」

**会社は不当労働行為を認め  
救済命令を直ちに履行しろ!!**